

宅地建物取引業者免許を申請される方へ

1. 本店所在地によって申請書の提出先、提出部数が異なります。
(11)ページの土木事務所管轄一覧表を参照してください。
 - ①提出先が各主要な土木事務所の場合
2部（正本1部、副本1部）
 - ②提出先が①以外の土木事務所の場合
3部（正本1部、副本2部）
2. 押印は、法人の場合には実印（会社の代表者印）を使い、個人の場合は私印で可。
3. 身分証明書、登記されていないことの証明書、納税証明書、商業登記事項証明書、建物登記事項証明書等の公的証明は、発行後3か月以内のものに限ります。また免許申請書の正本には必ずこれらの公的証明の原本を添付してください。
(副本に添付するものはコピーでも可)
4. 免許申請手数料は、33,000円（大臣の新規免許を除く）です。
(平成20年4月1日現在)
5. 宅地建物取引業者免許を更新する場合は、免許の有効期間が満了する90日前から30日前までの間に免許申請を行ってください。
6. 新規申請の方は（2）ページの「新規に宅地建物取引業免許を申請される方へ」もご覧ください。